



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

\*27 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための地方税法の一部改正に伴い、事業税及び軽油引取税の改正を行いました。

(1) 法人の事業税の中間申告納付の特例措置を講じました。(附則第25項関係)

(2) 揮発油価格高騰時においても軽油引取税の税率の特例規定を適用することとしました。(附則第26項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 4 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 27 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例)

25 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に伴い第14条の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、第41条第1項第2号の規定による申告納付(以下この項において「中間申告納付」という。)に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の同項第1号の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、同項第2号の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

26 附則第20項の2の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。